資料５-３

○堺市立八田荘老人ホーム条例

平成２０年３月２８日

条例第３号

堺市立八田荘老人ホーム条例（昭和３９年条例第３１号）の全部を改正する。

（設置）

第１条　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号。以下「法」という。）第１５条第３項の規定に基づき、法第２０条の４に規定する養護老人ホームとして、堺市立八田荘老人ホーム（以下「ホーム」という。）を堺市中区八田南之町に設置する。

（事業）

第２条　ホームは、次に掲げる者について入所による養護を行う。

(1)　法第１１条第１項第１号に掲げる措置に係る者

(2)　前号に掲げる者のほか、市長において入所させ、又は養護することが必要であると認める者

（指定管理者による管理）

第３条　市長は、ホームの設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）にホームの管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第４条　前条の規定により指定管理者にホームの管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　第２条に規定する事業の実施等に関する業務

(2)　ホームの施設及び設備の維持管理に関する業務

(3)　前２号に掲げるもののほか、ホームの管理上必要な業務

（指定管理者の指定の手続）

第５条　市長は、第３条の規定により指定管理者にホームの管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有し、かつ、大阪府の区域内に主たる事務所を有する社会福祉法人のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

２　指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

３　市長は、前項の規定による申請があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

(1)　事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。

(2)　事業計画を確実かつ安定的に実施するに足りる経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。

(3)　利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。

(4)　効果的かつ効率的な管理を実施できること。

(5)　施設の効用を最大限に発揮させることができること。

(6)　管理経費の縮減が図られること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、市長が定める要件

（公告）

第６条　市長は、前条第３項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第８条第１項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

（報告、調査及び指示）

第７条　市長は、ホームの管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理に係る業務、経理等の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第８条　市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、又は指定管理者の責めに帰すべき事由によりホームの管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

２　前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

（管理の基準）

第９条　ホームの管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1)　個人に関する情報（以下この条において「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(2)　指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、ホームの管理及び運営について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この条例は、平成２０年４月１日から施行する。